



平成 22 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 サクラダ
代表者名 代表取締役社長 曾田 弘道
(コード番号 5917 東証第 1 部)
問合せ先 総務部長 志村 正晴
(TEL. 047 - 328 - 3145)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 22 年 6 月 29 日に開催を予定している当社第 141 回定時株主総会に、定款一部変更について下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、平成 21 年 7 月 1 日までに発行済の A 種優先株式および B 種優先株式の全てを取得し、同月 28 日にその全てを消却いたしました。これにより、現在、当社が発行している株式は普通株式のみとなり、また、今後、A 種優先株式および B 種優先株式を発行する予定もないことから、A 種優先株式および B 種優先株式に関する規定ならびに種類株式の発行を前提とする規定の削除その他条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。
- (2) A 種優先株式および B 種優先株式に関する規定を削除することに伴い、現行定款第 6 条に定める当社の発行可能株式総数 558,247,540 株を、現在の普通株式の発行可能種類株式総数と同じ 518,197,540 株に変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>558,247,540 株とし、このうち 518,197,540 株は普通株式、40,000,000 株は A 種優先株式および 50,000 株は B 種優先株式とする。</u>	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、518,197,540 株とする。
(単元株式数)	(単元株式数)
第 8 条 当社の普通株式の単元株式数は、 <u>1,000 株とし、A 種優先株式の単元株式数は 1,000 株とし、B 種優先株式の単元株式数は 1,000 株とする。</u>	第 8 条 当社の単元株式数は 1,000 株とする。
(A 種優先株式)	(削 除)
第 12 条 当社の発行する A 種優先株式の内容は、次のとおりとする。 (A 種優先配当金) 1. 当社は、第 39 条第 1 項に定める期末配当を行うときは、A 種優先株式を有する株主 (以下「A 種優先株主」という。) または A 種優先株式	

の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき5円を上限として、当該A種優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金（以下「A種優先配当金」という。）を支払う。但し、A種優先配当金の支払を当会社の取締役会（株主総会決議が必要な場合は株主総会）が決定する前に、同じ事業年度中に定められた基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、剰余金の配当（本項第2号に定める中間配当を含む。）を行ったときまたは行うことを当会社の取締役会（株主総会決議が必要な場合は株主総会）が決定したときは、その剰余金の配当における1株あたりの配当額を控除し、残額がある場合に、当該残額を配当する。

(2) ある事業年度において、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して配当する1株あたりの剰余金の額がA種優先配当金に達しないときは、その不足額（以下「A種累積未払配当金」という。）は翌事業年度以降に累積し、A種累積未払配当金については、A種優先配当金に先立って、これをA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う。

(3) A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。

（A種優先中間配当金）

2. 当会社は、第39条第2項に定める中間配当を行うときはA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、本項第1号(1)に定める額の2分の1に相当する額の金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を支払う。

（A種優先配当金の除斥期間）

3. 第41条の規定は、A種優先配当金、A種優先中間配当金その他A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対する剰余金の支払について、これを準用する。

（A種優先株主に対する残余財産の分配）

4. 当会社の残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき50円（但し、A種優先株式について株式の併合または分割その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、かかる事項が行われる直前のA種優先株式の経済価値を維持できる範囲で適切に調整された額とする。）およびA種累積未払配当金相当額を支払う。

(2) A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、本号(1)の金額を超えては残余財産の分配は行わない。

（A種優先株式の議決権）

5. A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(A種優先株式の併合または分割)

6. 当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式の併合または分割を行わない。

(A種優先株式の転換請求権)

7. A種優先株主は、本号(2)の定めに従い、発行に際して取締役会の決議で定める期間中、当該決議で定める取得の条件で当社がA種優先株式を取得すると引換えに当社の普通株式を交付すること(以下「転換」という。)を請求(以下「転換請求」という。)することができる。

(2) 転換により交付すべき当社の普通株式の数は、A種優先株主が転換請求のために提出したA種優先株式の払込金額の総額を、転換価額で除して得られる数とする。転換価額は、発行に際して取締役会決議で定める額とし、当該取締役会決議により転換価額の修正および調整の方法を定めることができる。転換により交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。この場合において、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わないものとする。

(A種優先株式の強制転換権)

8. 当社は、転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかったA種優先株式のすべてを、その翌日(以下「強制転換期準日」という。)以降の取締役会で定める日をもって取得し、これと引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金相当額を強制転換期準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の単純平均値で除して得られる数の普通株式を交付する。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。但し、当該平均値が取締役会の決議で定める下限転換価額を下回るときは、上記の強制転換により交付する普通株式の数は、A種優先株式の払込金相当額を下限転換価額で除して得られる数とする。

(2) 本号(1)の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを取扱う。

(B種優先株式)

第13条 当社の発行するB種優先株式の内容は、次のとおりとする。

(B種優先配当金)

1. 当社は、第39条第1項に定める期末配当を行うときは、B種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)またはB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主および普通登録株式質権者」に先立ち、B種優先株式1株につき1,000円を上限として、当該B種優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金(以下「B種優先配当金」という。)を支払う。但し、B種優先配当金の支払を当社の取締役会(株主総会決議が必要な場合は株主総会)が決定する前に、同じ事業年度中に定められた基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、剰余金の配当(本項第2号に定める中

(削 除)

間配当を含む。)を行ったときまたは行うことを当社の取締役会(株主総会決議が必要な場合は株主総会)が決定したときは、その剰余金の配当における1株あたりの配当額を控除し、残額がある場合に、当該残額を配当する。

(2)ある事業年度において、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して配当する1株あたりの剰余金の額がB種優先配当金に達しないときは、その不足額(以下「B種累積未払配当金」という。)は翌事業年度以降に累積し、B種累積未払配当金については、B種優先配当金に先立って、これをB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う。

(3)B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて配当は行わない。

(B種優先中間配当金)

2.当社は、第39条第2項に定める中間配当を行うときは当年9月末日現在のB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、本項第1号(1)に定める額の2分の1に相当する額の金銭(以下「B種優先中間配当金」という。)を支払う。

(B種優先配当金の除斥期間)

3.第41条の規定は、B種優先配当金、B種優先中間配当金その他B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対する剰余金の支払について、これを準用する。

(B種優先株主に対する残余財産の分配)

4.当社の残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき10,000円(但し、B種優先株式について株式の併合または分割その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、かかる事項が行われる直前のB種優先株式の経済価値を維持できる範囲で適切に調整された額とする。)およびB種累積未払配当金相当額を支払う。

(2)B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、本号(1)の金額を超えては残余財産の分配は行わない。

(B種優先株式の議決権)

5. B種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(B種優先株式の併合または分割)

6.当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式の併合または分割を行わない。

(B種優先株式の転換請求権)

7. B種優先株主は、本号(2)の定めに従い、発行に際して取締役会の決議で定める期間中、当該決議で定める取得の条件で当社がB種優先株式を取得すると引換えに当社の普通株式を交付すること(以下「転換」という。)を請求(以下「転換請求」という。)することができる。

(2)転換により交付すべき当社の普通株式の数は、B種優先株主が転換請求のために提出したB種優先株式の払込金額の総額を、転換価額

<p>で除して得られる数とする。転換価額は、発行に際して取締役会決議で定める額とし、当該取締役会決議により転換価額の修正および調整の方法を定めることができる。転換により交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。この場合において、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わないものとする。</p> <p><u>(B種優先株式の強制転換権)</u></p> <p>8. 当社は、転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかったB種優先株式のすべてを、その翌日（以下「強制転換期準日」という。）以降の取締役会で定める日をもって取得し、これと引換に、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金相当額を強制転換期準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の単純平均値で除して得られる数の普通株式を交付する。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。但し、当該平均値が取締役会の決議で定める下限転換価額を下回るときは、上記の強制転換により交付する普通株式の数は、B種優先株式の払込金相当額を下限転換価額で除して得られる数の普通株式とする。</p> <p>(2) 本号(1)の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを取扱う。</p>	
<p><u>(優先順位)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第14条 <u>A種優先株式とB種優先株式の優先配当金の支払順位および残余財産の支払い順位は同順位とする。</u></p>	
<p>第3章 株 主 総 会</p>	<p>第3章 株 主 総 会</p>
<p>第15条～第20条 (条文記載省略)</p>	<p>第12条～第17条 (現行どおり)</p>
<p><u>(種類株主総会)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第21条 <u>第16条乃至第21条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</u></p>	
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>第22条～第29条 (条文記載省略)</p>	<p>第18条～第25条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p>
<p>第30条～第36条 (条文記載省略)</p>	<p>第26条～第32条 (現行どおり)</p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第6章 計 算</p>
<p>第37条～第40条 (条文記載省略)</p>	<p>第33条～第36条 (現行どおり)</p>

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成22年6月29日(予定)
- (2) 定款変更の効力発生日 平成22年6月29日(予定)

以 上